

愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目次 条 例

○手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例	第48号	(障害福祉課)	2
○県吏員職員退隠料退職給与金遺族扶助料支給規則の一部を改正する条例	第49号	(職員厚生課)	6
○愛知県社会福祉審議会条例の一部を改正する条例	第50号	(医療福祉計画課)	7
○愛知県手数料条例の一部を改正する条例	第51号	(高齢福祉課)	7
○愛知県障害者施策審議会条例の一部を改正する条例	第52号	(障害福祉課)	10
○愛知県建築基準条例の一部を改正する条例	第53号	(建築指導課)	10
○愛知県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	第54号	(病院事業庁管理課)	11
○愛知県立学校条例の一部を改正する条例	第55号	(財務施設課)	11
○愛知県体育施設及び社会教育施設条例の一部を改正する条例	第56号	(保健体育スポーツ課)	11
○愛知県警察の組織等に関する条例の一部を改正する条例	第57号	(警務課)	12

本号で公布された条例のあらまし

- ◇手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例(条例第48号)
- 1 前文を設け、この条例の趣旨を明らかにすることとした。
 - 2 手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進を図り、もって全ての県民が、障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し合いながら共生し、及び安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とすることとした。
 - 3 手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する基本理念を定めることとした。
 - 4 県の責務、県民及び事業者の役割並びに学校等の設置者の取組について定めることとした。
 - 5 愛知県障害者計画において、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策についての基本的な方針等について定めることとした。
 - 6 知事は、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策を推進するために必要な専門的事項について、愛知県障害者施策審議会の意見を聴くこととした。
 - 7 手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する次の基本的な施策について定めることとした。
 - (1) 手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する啓発等
 - (2) 障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した意思疎通を支援する者を確保するための人材の養成等

- (3) 障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した県政に関する情報の発信及び災害その他非常の事態の場合における連絡体制の整備
 - (4) 障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する活動を行う事業者に対する協力
 - (5) 手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する調査の実施
- 8 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇県吏員職員退職料退職給与金遺族扶助料支給規則の一部を改正する条例（条例第49号）

- 1 通算退職料及び通算扶助料の年額に係る端数処理の方法を変更することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用することとした。

◇愛知県社会福祉審議会条例の一部を改正する条例（条例第50号）

- 1 愛知県社会福祉審議会に精神障害者福祉に関する事項を調査審議させることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇愛知県手数料条例の一部を改正する条例（条例第51号）

- 1 新たに指定居宅サービス事業者指定申請手数料始め10手数料を徴収することとし、その額を定めることとした。
- 2 この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。

◇愛知県障害者施策審議会条例の一部を改正する条例（条例第52号）

- 1 愛知県障害者施策審議会に専門委員及び専門部会を置くことができることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇愛知県建築基準条例の一部を改正する条例（条例第53号）

- 1 大規模な自動車車庫の構造の基準を緩和することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇愛知県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第54号）

- 1 あいち小児保健医療総合センターの診療科目に周産期内科、新生児内科及び産科を追加することとした。
- 2 この条例は、平成28年11月1日から施行することとした。

◇愛知県立学校条例の一部を改正する条例（条例第55号）

- 1 愛知県立城北つばさ高等学校を設置することとした。
- 2 この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。

◇愛知県体育施設及び社会教育施設条例の一部を改正する条例（条例第56号）

- 1 愛知県スポーツ会館のウエルネスルームのロッカー等の使用料の額を定めることとした。
- 2 この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。

◇愛知県警察の組織等に関する条例の一部を改正する条例（条例第57号）

- 1 警務部の分掌事務に国外犯罪被害弔慰金等に関することを追加することとした。
- 2 この条例は、平成28年11月30日から施行することとした。

条 例

手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例をここに公布する。

平成二十八年十月十八日

愛知県知事 大村 秀 章

愛知県条例第四十八号

手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例

全ての県民が、障害の有無にかかわらず、互いに意思や感情を伝え合うとともに、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加し、心豊かに暮らすことは、私たちの願いである。

手話は、ろう者が知識を蓄え、文化を創造するために受け継ぎ、発展させてきた手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現される独自の体系を有する言語であるが、これまで手話を習得し、使用することに多くの制約があり、手話を使用することができる環境が十分に整えられてこなかった。

近年になって、障害者の権利に関する条約の採択や障害者基本法の一部改正により、手話が言語として位置付けられたものの、手話が言語であるとの認識が広く共有されているとはいえないため、私たち一人一人が手話言語の普及のための取組を進めていかなければならない。

また、障害のある者が日常生活又は社会生活において意思疎通を図るためには、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を選択し、利用することが欠かせないが、その機会が十分に提供されているとはいえず、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を選択し、利用しやすい環境づくりを進めていく必要がある。

加えて、愛知県障害者差別解消推進条例において求められている社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮をする場合や、南海トラフ地震などの大規模災害発生時において、障害のある者の安全を確保するための措置を講ずる場合においても、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用が必要である。

私たちは、このような認識を共有し、一体となって、全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、ここにこの条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進について、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進を図り、もって全ての県民が、障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し合いながら共生し、及び安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 手話言語の普及 手話が言語の一つであることを普及することをいう。

一 コミュニケーション手段 手話、要約筆記、点字、触覚を使った意思疎通、筆談、代筆、音訳、平易な言葉、代読、実物又は絵図の提示、重度障害者用意思伝達装置その他の障害者が他人との意思疎通を図るための手段（障害者の意思疎通を補助するための手段を含む。）をいう。

二 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第二号に規定する社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

（基本理念）

第三条 手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進は、全ての県民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合うことが重要であるとの認識の下に行われなければならない。

2 手話言語の普及は、手話が独自の体系を有する言語であつて、手話を使い日常生活又は社会生活を営む者が受け継いできた文化的所産であるとの認識の下に行われなければならない。

3 障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進は、全ての県民が、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用することの重要性を認めるとともに、その選択の機会の確保及び利用の機会の拡大を図られることを旨として行われなければならない。

（県の責務）

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、市町村と連携を図りながら協力して、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策の推進に取り組むものとする。

（県民の役割）

第五条 県民は、基本理念に対する理解を深めるとともに、県が実施する手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第六条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、県が実施する手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進のため、障害者が利用しやすいサービスを提供し、及び障害者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(学校等の設置者の取組)

第七条 手話の利用を必要とする児童、生徒、幼児等が通学する学校等（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除く。）、同法第二百二十四条に規定する専修学校、同法第二百三十四条第一項に規定する各種学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）の設置者は、当該学校等に通学する児童、生徒、幼児等に対し、手話言語の普及のための学習の機会を提供するよう努めるものとする。

2 障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用を必要とする児童、生徒、幼児等が通学する学校等の設置者は、当該児童、生徒、幼児等の教育に携わる教職員の障害の特性に応じたコミュニケーション手段に関する知識及び技能の向上のための研修を行うよう努めるものとする。

3 障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用を必要とする児童、生徒、幼児等が通学する学校等の設置者は、当該児童、生徒、幼児等の保護者からの学校等における障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用に関する相談に的確に応ずるよう努めるものとする。

(施策の総合的かつ計画的な推進等)

第八条 県は、障害者基本法第十一条第二項に規定する障害者のための施策に関する基本的な計画において、次に掲げる事項について定め、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るものとする。

1 手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策についての基本的な方針

1 前号に掲げるもののほか、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

2 知事は、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策を推進するために必要な専門的事項について、愛知県障害者施策審議会の意見を聴くものとする。

(啓発及び学習の機会の確保)

第九条 県は、県民が手話言語の普及の重要性に対する理解を深めることができるよう、手話言語の普及に関する啓発を行うよう努めるものとする。

2 県は、県民が障害の特性に応じたコミュニケーション手段に対する理解を深めることができるよう、市町村及び関係団体と協力して、障害の特性に応じたコミュニケーション手段に関する啓発を行うよう努めるとともに、その学習の機会を確保するよう努めるものとする。

(人材の養成等)

第十条 県は、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した意思疎通を支援する者（以下「支援者」という。）が確保されるよう、市町村及び関係団体と協力して、支援者の養成その

他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の発信等)

第十一条 県は、障害者が円滑に県政に関する情報を取得することができるよう、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用して情報を発信するよう努めるものとする。

2 県は、障害者が災害その他非常の事態の場合において必要な情報を取得することができるよう、市町村その他関係機関と連携して、障害者の家族及び支援者の協力を得つつ、災害その他非常の事態の場合における障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制の整備に努めるものとする。

(事業者に対する協力)

第十二条 県は、事業者が行う障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する活動を支援するため、事業者に対し、関係団体と協力して、必要な情報の提供その他の協力を行うよう努めるものとする。

(調査の実施)

第十三条 県は、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策の策定及び実施に必要な情報の収集等の調査を行うよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第十四条 県は、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

県吏員職員退隠料退職給与金遺族扶助料支給規則の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十月十八日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第四十九号

県吏員職員退隠料退職給与金遺族扶助料支給規則の一部を改正する条例

県吏員職員退隠料退職給与金遺族扶助料支給規則（大正十二年県令第百八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「、通算退隠料、扶助料及び通算扶助料」を「及び扶助料」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 通算退隠料及び通算扶助料の年額に五十銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときはこれを一円に切り上げるものとする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の県吏員職員退隠料退職給与金遺族扶助料支給規

則（以下「改正後の退隠料等支給規則」という。）の規定及び次項の規定は、平成二十八年四月一日（以下「適用日」という。）から適用する。

- 2 改正前の県吏員職員退隠料退職給与金遺族扶助手支給規則（以下「改正前の退隠料等支給規則」という。）の規定によって算出して得た通算退隠料又は通算扶助手料（以下「通算退隠料等」という。）の年額が改正後の退隠料等支給規則の規定によって算出して得た通算退隠料等の年額よりも多い場合の適用日の属する月分からこの条例の施行の日の属する月分までの通算退隠料等の年額は、改正後の退隠料等支給規則の規定にかかわらず、改正前の退隠料等支給規則の規定によって算出して得た通算退隠料等の年額とする。
- 3 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に改正前の退隠料等支給規則の規定に基づいて支給された通算退隠料等は、改正後の退隠料等支給規則の規定に基づいて支給された通算退隠料等の内払とみなす。

愛知県社会福祉審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十月十八日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第五十号

愛知県社会福祉審議会条例の一部を改正する条例

愛知県社会福祉審議会条例（平成十二年愛知県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「児童福祉」の下に「及び精神障害者福祉」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

愛知県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十月十八日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第五十一号

愛知県手数料条例の一部を改正する条例

愛知県手数料条例（平成十二年愛知県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

別表第五介護老人保健施設開設許可事務の項を削り、同表介護支援専門員証交付等事務の項の次に次の一項を加える。

	指定居宅サービス事業者指定申請手数料	一件につき	三〇、〇〇〇
--	--------------------	-------	--------

指定居宅サービス事業者指定等事務	指定居宅サービス事業者指定更新申請手数料	一件につき	10,000
	指定居宅介護支援事業者指定申請手数料	一件につき	30,000
	指定居宅介護支援事業者指定更新申請手数料	一件につき	10,000
	指定介護老人福祉施設指定申請手数料	一件につき	45,000
	指定介護老人福祉施設指定更新申請手数料	一件につき	10,000
	介護老人保健施設開設許可申請手数料	一件につき	67,000
	介護老人保健施設変更許可申請手数料	一件につき	35,000
	介護老人保健施設開設許可更新申請手数料	一件につき	10,000
	指定介護予防サービス事業者指定申請手数料	一件につき	30,000
	指定介護予防サービス事業者指定更新申請手数料	一件につき	10,000
指定介護療養型医療施設指定更新申請手数料	一件につき	10,000	

別表第五備考中第八号を第十号とし、第一号から第七号までを二号ずつ繰り下げ、同表備考に第一号及び第二号として次の二号を加える。

- 指定居宅サービス事業者指定等事務の項に規定する手数料について、次の表の上欄に掲げる介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第一項に規定する居宅サービス(以下「居宅サービス」という。)に係る事業者の指定の申請をする者が、当該居宅サービスと当該居宅サービスの区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる同法第八条の二第二項に規定する介護予防サービス(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第八十三号)附則第十一条の規定によりなお効力を有す

ることとされた同法第五条の規定（同法附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法第八条の二第一項に規定する介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を含む。以下同じ。）とを同一の事業所において一体的に行うために、当該介護予防サービスに係る事業者の指定の申請を同時にする場合における当該介護予防サービスに係る事業者の指定の申請に係る手数料の額は、当該手数料に係る手数料の額の欄の規定にかかわらず、零円とする。

訪問介護	介護予防訪問介護
訪問入浴介護	介護予防訪問入浴介護
訪問看護	介護予防訪問看護
訪問リハビリテーション	介護予防訪問リハビリテーション
居宅療養管理指導	介護予防居宅療養管理指導
通所介護	介護予防通所介護
通所リハビリテーション	介護予防通所リハビリテーション
短期入所生活介護	介護予防短期入所生活介護
短期入所療養介護	介護予防短期入所療養介護
特定施設入居者生活介護	介護予防特定施設入居者生活介護
福祉用具貸与	介護予防福祉用具貸与
特定福祉用具販売	特定介護予防福祉用具販売

一 前号の規定は、居宅サービスに係る事業者の指定の更新の申請について準用する。この場合において、同号中「指定の」とあるのは、「指定の更新の」と読み替えるものとする。

別表第十二介護支援専門員実務研修受講試験問題作成手数料の項中「（平成九年法律第二百二十三号）」を削る。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

愛知県障害者施策審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十月十八日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第五十二号

愛知県障害者施策審議会条例の一部を改正する条例

愛知県障害者施策審議会条例（昭和四十七年愛知県条例第六号）の一部を次のように改正する。
第六条を第八条とし、第五条第三項中「委員」の下に「及び専門委員」を加え、同条を第七条とし、第四条の次に次の二条を加える。

（専門委員）

第五条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者、障害者並びに障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者のうちから、知事が任命する。
- 3 専門委員の任期は、二年とする。
- 4 専門委員は、再任されることができる。

（専門部会）

第六条 審議会に、その所掌事務に係る専門的事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、会長が指名する委員及び専門委員をもつて構成する。
- 3 専門部会に、部会長を置き、専門部会に属する委員のうちから、会長が指名する。
- 4 部会長は、専門部会の事務を掌理し、専門部会の経過及び結果を会長に報告する。
- 5 専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

愛知県建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十月十八日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第五十三号

愛知県建築基準条例の一部を改正する条例

愛知県建築基準条例（昭和三十九年愛知県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。
第二十六条第四号中「縦断^ち勾配」を「縦断勾配」に改め、同条第五号中「二十五立方メートル」を「十四立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

愛知県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十月十八日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第五十四号

愛知県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

愛知県病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年愛知県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一あいち小児保健医療総合センターの項中「内分泌内科」の下に「、周産期内科、新生児内科」を、「泌尿器科」の下に「、産科」を加える。

附 則

この条例は、平成二十八年十一月一日から施行する。

愛知県立学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十月十八日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第五十五号

愛知県立学校条例の一部を改正する条例

愛知県立学校条例（昭和三十九年愛知県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一愛知県立名古屋南高等学校の項の次に次の一項を加える。

愛知県立城北つばさ高等学校	定時制課程	名古屋市北区
---------------	-------	--------

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

愛知県体育施設及び社会教育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十月十八日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第五十六号

愛知県体育施設及び社会教育施設条例の一部を改正する条例

愛知県体育施設及び社会教育施設条例（昭和四十六年愛知県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「運動施設」の下に「、ウエルネスルームのロッカー及びシャワー」を加える。

別表第一愛知県スポーツ会館の項中「軽運動室」の下に「、ウエルネスルーム」を加える。

別表第二愛知県スポーツ会館の項中

料室軽 使用動	午前	三、九〇〇
	午後	四、七〇〇
	夜間	五、四〇〇

を

料室軽 使用動	午前	三、九〇〇
	午後	四、七〇〇
	夜間	五、四〇〇

用カ 料使	一個一回につき	一〇〇
----------	---------	-----

に改め

用ワ 料使	一基十分につき	一〇〇
----------	---------	-----

る。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

愛知県警察の組織等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十月十八日

愛知県知事 大村 秀 章

愛知県条例第五十七号

愛知県警察の組織等に関する条例の一部を改正する条例

愛知県警察の組織等に関する条例（昭和三十年愛知県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第一条警務部の分掌事務に次の一号を加える。

十 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成二十八年法律第七十三号）第三条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関する事。

附 則

この条例は、平成二十八年十一月三十日から施行する。